解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

大阪市天王寺区六万体町五番二七号

株式会社アルタイル

代表清算人　正村　宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

大阪市天王寺区六万体町四番一三号

株式会社オリオングラフィックス

代表清算人　正村　宏

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

大阪市住吉区殿辻一丁目一番一九―七〇一号

株式会社トータル技研

代表清算人　光山　昇

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

大阪府高槻市松が丘三丁目一二番二号

株式会社藤枝組

代表清算人　上山　寿枝

解散公告

当社は、平成二十五年十二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

大阪府大阪市東成区玉津一丁目一番一六号

大日化成株式会社

代表清算人　川嶋　啓右

解散公告

当社は、平成二十五年十二月三十一日付臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

大阪府枚方市津田山手二丁目八番一号

株式会社小西製作所

代表清算人　入江　一憲

解散公告

当社は、平成二十五年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

岡山県津山市加茂町塔中六八番地四

株式会社クローリス

代表清算人　後木　充子

解散公告

当法人は、平成二十五年十一月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

広島県呉市神原町二〇番二号

特定非営利活動法人えーる

代表清算人　井上　明

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

福岡県福岡市東区箱崎ふ頭六丁目一番一二号

有限会社上牟田塗装工業所

清算人　田中　正己

解散公告

当社は、平成二十五年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

佐賀県佐賀市三瀬村三瀬二四四二番地

株式会社ファーマーズ・リッチ三瀬

清算人　井上　文昭

解散公告

当社は、平成二十五年十二月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

長崎市五島町三番二五号

株式会社オー・ティ・シー

清算人　松藤　章喜

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

横浜市西区宮崎町二五番地

社団法人横浜市市友会

清算人　森田　謙一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

新潟県上越市南本町三丁目二番一五号

財団法人高田市消防第一分団

代表清算人　田中　一成

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

滋賀県甲賀市水口町新町一丁目一番三五号

財団法人天理教水口大教会維持財団

代表清算人　藤橋　光一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月八日開催の第二十九回臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

和歌山県海南市築地一番五九

社団法人海南地域労働者福祉センター

代表清算人　出口　昌紀

連絡先　和歌山県海南市日方一五二五番六

海南市職員組合

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

島根県松江市鹿島町上講武三六三番地

協会講社

代表清算人　石橋　一久

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日をもって存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

岡山市北区弓之町五番七号

財団法人岡山社会文化会館

代表清算人　福島　捷美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

広島県福山市駅家町大字中島五九八番地の三

宗教法人石鉄山駅家教会

清算人　山岡　豊士